平成２４年（フ）第７５３号
北海道旭川市神居三条２丁目１番14号
破産者　株式会社富貴
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５４号
東京都豊島区目白２―16―17―201、住民票上の住所北海道旭川市神居３条２丁目１―14
破産者　瀬川奈緒美
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５５号
東京都豊島区目白２―16―17―201、住民票上の住所北海道旭川市神居３条２丁目１―14
破産者　瀬川　大樹
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５６号
東京都中央区銀座１丁目３番３号
破産者　株式会社リリーベル・カンパニー
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５７号
東京都世田谷区北沢２丁目７―12―602
破産者　八木澤真美子
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０号
東京都中央区銀座８丁目14番９号　ＤＵＰＬＥＸ銀座タワー８／14　10階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目６番６号
破産者　アールズ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７３号
東京都文京区根津２丁目15番11号
破産者　株式会社美巧
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９３号
東京都豊島区西巣鴨２丁目32番５号　トーシンハイツ西巣鴨Ｂ101、商業登記簿上の本店所在地東京都北区滝野川１丁目65番１号
破産者　株式会社ル・シック
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９４号
東京都豊島区西巣鴨２丁目33―13―103
破産者　板谷　裕美
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１１号
東京都練馬区旭町１丁目21番４号
破産者　有限会社サン・メディア
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１２号
東京都練馬区旭町１丁目40―12―202
破産者　高木　道人
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２３号
静岡県伊東市猪戸２丁目６―７　下田第２ビル３Ｆ
破産者　太田　亘宏
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２７号
東京都江東区新大橋３丁目15番10号
破産者　株式会社アートビー・ビー
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２８号
埼玉県上尾市弁財２丁目３―14
破産者　高橋　哲雄
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５８号
東京都豊島区東池袋５―38―７　クリオタワー大塚台806号
破産者　株式会社キッチンデポ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６３号
神奈川県川崎市中原区中丸子343番地
破産者　有限会社下鶴電機製作所
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９５号
神奈川県鎌倉市大町２丁目４―14―201
破産者　原田　　寛
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１８号
東京都大田区西嶺町２―４―102
破産者　小山　和夫
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２号
東京都港区浜松町１丁目11番12号
破産者　株式会社アドブ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３号
東京都荒川区町屋２丁目16―６―205
破産者　伊藤由喜枝
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９号
千葉県松戸市五香西２丁目59番地の10
破産者　株式会社エムエムアイ建築事務所
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７０号
千葉県千葉市美浜区高洲１丁目18―11―1006
破産者　熊田　哲夫
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部